

**海浜エリア回遊性向上のための交通実証実験(電動キックボード)業務  
公募型提案審査随意契約(プロポーザル)募集要項**

**1. 業務概要**

- (1) 委託業務名  
海浜エリア回遊性向上のための交通実証実験(電動キックボード)業務
- (2) 業務内容  
別紙「海浜エリア回遊性向上のための交通実証実験(電動キックボード)業務仕様書(案)」のとおり
- (3) 業務期間  
契約締結日～令和5年12月29日
- (4) 委託上限額  
8,000千円(消費税及び地方消費税込み)
- (5) 委託事業者の選定方法  
公募型提案審査随意契約(プロポーザル)にて実施

**2. 委託者**

仙台市(若林区まちづくり推進部海浜エリア活性化企画室)

**3. 参加資格**

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は全て満たす法人を核にした複数の者による共同企業体(以下「共同提案体」という)とする。

- (1) 仙台市契約規則(昭和39年仙台市規則第47号)第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定による一般競争入札への参加制限、又は「仙台市有資格業者に対する指名停止要綱」(昭和60年10月29日市長決裁)第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (3) 「仙台市入札契約暴力団等排除要綱」(平成20年10月31日市長決裁)別表各号に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て中若しくは更生手続き中又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立て中若しくは再生手続中でないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。

**4. 公募に関する質問及び回答**

業務内容及び選定方法に関する質問等については次のとおり受付を行う。

その他事業説明が必要な場合は個別に説明を行う。

- (1) 提出期間 令和5年5月30日(火)～6月5日(月)17時(必着)
- (2) 提出方法 質問内容を質問票(様式第1号)に記入の上、「(3)提出先」に電子メールで提出
- (3) 提出先 若林区海浜エリア活性化企画室メールアドレス [uminote@city.sendai.jp](mailto:uminote@city.sendai.jp)
- (4) 回答 令和5年6月7日(水)に仙台市ホームページに掲載する。

**5. 参加表明書等の提出**

プロポーザルに参加を表明する者は、参加表明書兼誓約書(様式第2号)及びその他の必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限  
令和5年6月13日(火)17時(必着)
- (2) 提出方法  
持参又は郵送による。郵送の場合は事前に電話連絡の上、封筒に「参加表明書在中」の旨を記載し、簡易書留など配達記録が残る方法により提出すること。
- (3) 提出書類
  - ① 参加表明書兼誓約書(様式第2号)
  - ② 会社概要書(様式第3号)
  - ③ 共同提案体の構成員一覧(様式第4号)※共同提案体の場合のみ必要
  - ④ 市税の滞納がないことの証明書 ※提出日前30日以内に交付を受けたものに限る
- (4) 提出部数 各1部
- (5) 参加資格の決定及び通知  
参加表明書等を提出したすべての者に対して、参加資格の審査結果を令和5年6月14日(水)までに電子メールで通知する

## 6. 企画提案書等の提出

参加資格審査結果通知により参加資格を有するとされた者は、次のとおり提案書及びその他の必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限  
令和5年6月15日(木)17時(必着)
- (2) 提出方法  
持参又は郵送による。郵送の場合は事前に電話連絡の上、封筒に「提案書在中」の旨を記載し、簡易書留などの配達記録が残る方法により提出すること。
- (3) 提出書類
  - ① 応募申込書(様式第6号)
  - ② 提案書(任意様式)※A4片面印刷でページ番号を付し、15ページ以内とする。
  - ③ 経費見積書(任意様式)  
業務内容に対応するよう内訳が分かるものとする。なお、金額は税込で記載すること。
- (4) 提出部数  
②のみ10部、それ以外は各1部
- (5) 提案書の構成
  - ① 業務の実施方針
  - ② 業務の実施体制(組織・人員等)
  - ③ 業務スケジュール
  - ④ 業務内容に係る提案(次の内容について具体的な提案を示すこと)
    - ・電動キックボード貸出業務の運営方法
    - ・電動キックボードの仕様
    - ・海浜エリアの交通資源に関するデータ・アンケート調査項目、分析手法
    - ・本事業のプロモーション方法、プロモーションのイメージ
    - ・交通ルール及び走行禁止区域等の周知・啓発方法

## 7. 提案内容の審査

- (1) 審査方法  
提案内容の審査及び受託候補者の選定は、仙台市が設置する海浜エリア回遊性向上のための交通実証実験(電動キックボード)業務審査委員会において、提案書類及びプレゼンテーション

の総合評価により行う。なお、応募事業者が多数の場合、事前に書類審査を実施し、プレゼンテーション審査の対象事業者を決定する。

(2) プレゼンテーション審査

- ① 日時 令和5年6月19日(月) ※詳細は審査対象者に後日連絡する。
- ② 場所 仙台市役所本庁舎内会議室(予定)
- ③ 方法 応募者が提案書に基づく説明を行い、その後審査委員から質問を行う。  
(1団体あたり説明10分、質疑応答10分)
- ④ 出席者 3名以内とする。
- ⑤ 資料 事前に提出した書類のみを用いること。当日の追加資料配布は不可とする。
- ⑥ その他 パソコンやプロジェクターの持ち込みは認めない。

(3) 審査基準

次の審査基準に基づき、提案書及びプレゼンテーションの内容について総合的に評価を行う。各委員の採点に基づく合計点を合算し、総合点が最も高い応募者を受託候補者として選定する。(次に総合点が高い者を次点とする。)

	審査項目	評価の観点	配点
1	理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の目的や内容を十分に理解しているか。</li> <li>・事業内容と関連する各種法令に対する理解度は十分か。</li> </ul>	20
2	実施体制、スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を実施する能力、組織体制等であるか。</li> <li>・業務のスケジュールが適切であるか。</li> </ul>	20
3	提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電動キックボードの仕様は、当該事業に合致するものか。</li> <li>・交通ルールや走行禁止エリアの周知方法は適切か。</li> <li>・プロモーションの内容は、当該事業の魅力が十分に伝わるものとなっているか。</li> <li>・利用者に訴求する魅力的な工夫・アイデアが盛り込まれているか。</li> <li>・利用実態データを取得する手法が確保されているか。</li> </ul>	50
4	見積金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容と見積書の整合性がとれており、合理的なものか。</li> </ul>	10
合計			100

(4) 審査結果の通知

審査結果は令和5年6月22日(木)までに全ての応募者に対し、書面により通知する。非選定理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から起算して7日(休日を除く)以内に、書面(様式自由)での請求により仙台市に説明を求めることができる。仙台市は、書面を受理した日から起算して10日以内(休日を除く)に、書面により回答する。

8. 契約に関する事項

- (1) 審査の結果、受託候補者に選定された者と契約内容について協議の上、随意契約を締結する。なお、受託候補者と契約が成立しない場合は、次点者と交渉を行うものとする。
- (2) 契約の締結にあたっては、最も評価の高かった企画提案の内容をそのまま実施することを担保するものではなく、業務内容及び委託料について、双方協議の上、業務委託上限額の範囲内で変更する場合がある。
- (3) 仕様書(案)は本業務において必要とされる想定項目を示したものであり、契約締結にあたっては、提案書等の内容の範囲内において変更を行う場合がある。

## 9. スケジュール（予定）

令和5年5月30日（火）	公募開始
6月5日（月）	質問票締め切り（6月7日回答）
6月13日（火）	参加表明書等提出締め切り
6月15日（木）	提案書等提出締め切り
6月19日（月）	プレゼンテーション審査
6月22日（木）	審査結果通知
6月23日（金）	契約締結及び業務開始
令和5年12月29日（金）	業務完了

## 10. その他留意点

- (1) 次のいずれかに該当するときは提案を無効（失格）とする。
  - ① 上記「3. 参加資格」を満たさないこととなった場合。
  - ② 企画提案書提出方法の他、本募集要項に定める手続、方法等を遵守しない場合。
  - ③ 提案書等の提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為があった場合。（当該提案書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。）
  - ④ 記載すべき事項の一部又は全部が記載されていない場合。
  - ⑤ 事業費の見積額（消費税相当分を含む）が上記「1. 業務概要」に記載する委託上限額を上回る場合。
  - ⑥ その他、仙台市若林区長が不適格と認めた場合。
- (2) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提案書類は原則として返却しない。また、提出された書類は、原則として仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）の対象文書となる。
- (4) 提出書類は、業者を選定する用途以外には提出者に無断で使用することはない。ただし、審査作業に必要な範囲において提出書類を複製することがある。
- (5) 提案期限後の書類の提出は認めない。また、期限後の書類の差し替え及び再提出についても認めない。

## 11. 問い合わせ及び提出先

〒984-8601 仙台市若林区保春院前丁3-1 若林区海浜エリア活性化企画室（担当：山田）  
電話：022-282-1111（内線6191） FAX：022-282-1152  
E-mail:uminote@city.sendai.jp